

2人目の子供にも支給されます

6月1日から《新しい児童手当制度》

児童手当は、日本国内に住所のある人が次の要件に当てはまると

支給されます。

■受給資格者

昭和五十九年六月二日以降に生

まれた児童を含む十八歳未満の児童を三人以上養育していること。

または、義務教育終了前の児童を含む十八歳未満を二人養育すること。

前年の収入が一定の額以上の方は、児童手当は受けられません。

■支給額
二人目の二歳未満（六十一年六月一日現在）の子供については月額一千五百円。三人目以降の義務教育終了前の子供については月額五千円が支給されます。

この制度に該当する方は、印鑑

（国民年金に加入している方は固

自動車事故対策センターでは、

自動車（ミニバイクも入ります）

事故で保護者が亡くなれたり、重度の後遺障害者（自賠責保険の一級・三級）となられたご家庭の

中学校卒業までのお子さんには育成

資金を無利子でお貸ししています。

○貸付金額：初めに一時金十三万一千円、貸付期間中毎月一万五千円、小中学校入学時に入学支度金三万六千円

○貸付期間・貸付決定月から中学

校を卒業する月まで

○利子・無利子

○返還方法・中学校卒業から一年据え置いた後二十年以内の均等払

南国市交通遺児手当

のお知らせ

交通事故で父母または父を失つ

た十八歳未満の児童に、月額三千円の手当が支給されます。

ただし、一年以上南国市に在住

ら五月末日まで。

なお、公務員または日本国有鉄

道の職員の方は、認定の請求手続

きを勤務先にすることになります。

※詳しいことは、市民課給付係

（☎⑥2111-内線132）ま

でお問い合わせください。

この制度に該当する方は、印鑑

（国民年金に加入している方は固

自動車事故対策センターでは、

自動車（ミニバイクも入ります）

事故で保護者が亡くなれたり、重度の後遺障害者（自賠責保険の一級・三級）となられたご家庭の

中学校卒業までのお子さんには育成

資金を無利子でお貸ししています。

○貸付金額：初めに一時金十三万一千円、貸付期間中毎月一万五千円、小中学校入学時に入学支度金三万六千円

○貸付期間・貸付決定月から中学

校を卒業する月まで

○利子・無利子

○返還方法・中学校卒業から一年

据え置いた後二十年以内の均等払

（3）大学院奨学生・本会の大学奨学

生であった方が大学院に進学した

している方に限ります。

※詳しいことはお問い合わせは

福祉事務所社会係（☎⑥2111-内線162）まで。

■応募資格：①保護者が道路上の

交通事故で死亡したり、重い後遺障害で働けないために②学資に困

っている方。

（1）高等学校及び高等専門学校奨学

生・採用は書類審査のみで成績は

問いません。奨学金は国公立は月

額二万円、私立は月額三万五千円。

等に進学したときは卒業後、半年

後に高校・専門学校に在学する生徒は、

（2）大学（短大）奨学生・採用は書

類審査のほか、面接と簡単な筆記

試験を行い決定。奨学金は三万円

か四万円。現に大学生の方は五月

二十六日までに、来年度進学希望

の方は六月三十日までに、それぞ

れ出願してください。

※詳しいことは高知市南ノ丸町

五十七（高知県トラック会館内）

自動車事故対策センター高知支所（☎⑥1817）までお問い合わせください。

（3）大学院奨学生・本会の大学奨学

生であった方が大学院に進学した

【財団法人交通遺児手当】